

伊賀市小学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問書の回答

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
1	入札公告	4		2	(9) (10)			(9) その他企業の参加資格要件 (10) 参加資格の確認基準日	(9) その他の企業の参加資格要件について、入札参加者の確認基準日が明記されておらず、(10) 入札参加者の資格要件に関する確認基準日は、 <u>入札公告日とする(11月22日)</u> とあるが、7月27日公表の伊賀市学校給食センター整備運営事業の実施方針では16ページの(10)参加資格の確認基準日が入札参加者の資格要件に関する確認基準日は、 <u>参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出日とする(1月11日)</u> となっています。当初の内容と違いますが、その他企業については、実施方針に基づいて確認基準日を参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出日(1月11日)と考えてよろしいですか。	「入札公告」記載のとおり、入札参加者の資格要件に関する確認基準日は、入札公告日とします。
2	入札説明書	7	第2	6	(6)	ア		サービス対価A サービス対価C	サービス対価Aは、施設整備業務(調理設備等の増設・追加調達業務を除く)の対価の一定価額として1,120,000,000円(税抜)とあり、サービス対価Cは調理設備等の増設・追加調達業務に係る対価で当該業務完了後に支払うとあります。事業者の提案において調理設備等の増設・追加調達は行なわず、供用開始年度から最大4,000食の調理能力を確保する計画とした場合、サービス対価Aとサービス対価Cの合計額を、本施設の引き渡し時に一括して支払っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合、調理設備等の増設・追加調達業務が発生しないことになるため、サービス対価Cはゼロ円となり、施設整備費の支払いは、サービス対価A及びBのみとなります。
3	入札説明書	9	第3	3	(1)	イ		構成員の定義	構成員とは「代表企業」「構成企業」「協力企業」に分類されています。構成員として、設計企業、建設企業、工事監理企業のうち市内に本店を有する企業を1社以上参加させることとありますが、事業に対する「代表企業」よりも「代表企業」または「構成企業」への参加が好ましい(評価点が高い)と考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	設計企業、建設企業、工事監理企業のうち構成員として市内に本店を有する企業を1社以上参加させるという要件を満たしていれば、「代表企業」「構成企業」「協力企業」の評価において差をつけることは考えておりません。
4	入札説明書	10	第3	3	(2)	-	-	⑧ 構成員共通の参加資格要件	参加資格要件⑧にて「法令、規則等に違反していない者」と記載されていますが具体的にどのような法令・規則の違反を想定されていますでしょうか。	建設業法や建築士法等、各構成員の業務遂行に係る法令・規則を想定しています。
5	入札説明書	11	第3	3	(3)	-	-	④ 設計企業の参加要件	「元請としてドライシステムの学校給食施設の実施設計を完了した実績」とありますが、他のPFI事業において、本事業と同様にSPCを設立し、SPCからの設計業務を受託した実績についても実績として認めて頂ける解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答	
6	入札説明書	12	第3	3	(5)			③ ④ 様式 4-8 工事監理企業の参加資格要件	工事監理企業の参加要件に「実施設計を完了した実績」とありますが、「様式4-8 参加資格要件確認書」の添付書類は、工事監理業務を行った実績の確認書類を提出すれば満たされるとの理解でよろしいでしょうか。	「様式4-8 参加資格要件確認書」の添付書類は、実施設計の履行実績を確認できる書類を提出してください。	
7	入札説明書	21	第4	1	(5)	-	-	-	契約の締結に至らなかった場合の措置	「事業者の責めに～市は事業者に対して違約金を請求することができる」とありますが、ここで定める違約金とは、基本協定書第6条6項で定めるものと同一であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	要求水準書	6	第1	6	(2)				学校環境衛生基準	「学校環境衛生基準」を遵守することとなっておりますが、維持管理業仕様書の作成は要求水準書P51 第4 1 (5) ①に記載のとおりとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書	8	第1	7	(1)				敷地条件	2018年（平成30年）4月より施行予定の『伊賀市の適正な土地利用に関する条例』については、事業主である伊賀市にてご対応いただくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書	9	第1	7	(2)				インフラ条件等	当計画建物への上水道引込口径50mmの場合、敷設本管（50mm）からの引込可能として計画してよろしいでしょうか。また、引込に当たって指導事項がありましたら御教示下さい。	既設引込口径φ50mm（既設量水器口径）からの引込計画としてください。 ただし、計画地附近の配水管口径と給配水量の関係から、給食調理用水は直圧給水計画とし、食器洗浄用水等については受水槽を設置し加圧給水計画としてください。 追記 ①調理用水と洗浄水の両方を直圧給水とする事は、不可とする。 ②調理用水と洗浄水の両方を受水槽経由の加圧給水とする事は、可能とする。
11	要求水準書	9	第1	7	(2)				インフラ条件等	農業集落排水処理区（府中第2地区）に該当とありますが、下水道法に規定される排水規準と同様と考えればよろしいでしょうか。また、それ以外に特別な基準があるのであれば、ありましたら御教示下さい。	排水基準については、次のとおりです。 ○排水基準 B O D 2 0 0 mg/l S S 2 0 0 mg/l T - N 4 3 mg/l なお、要求水準書P6 (1) 法令・条例等「伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例」を「伊賀市下水道条例」に修正しました。あわせて、「伊賀市下水道条例施行規程」及び「伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例施行規程」もご確認ください。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
12	要求水準書	9	第1	7	(2)			インフラ条件等	排水制限流量、排水時間、本管接続口径については、次のとおりです。 なお、要求水準書P9 下水道公共汚水樹の樹深最大値を1,200mmに修正しました。 ○排水制限流量 0.39m ³ /分 以内 (0.0065m ³ /秒以内) ○排水時間 制限なし ○本管接続口径(取付管) φ150 ※公共樹深さ1.2m (水路天より) ※市上下水道部下水道工務課を訪問する場合は、必ず事前に教育委員会事務局教育総務課(電話:0595-47-1280)に連絡を入れてください。訪問可能日時を連絡させていただきます。	
13	要求水準書	9	第1	7	(2)			インフラ条件	ピークカット施設の条件をご教示願います。	回答No.11・12をご参照ください。
14	要求水準書	10	第1	8	(4)			給食実施予定日数	給食実施日数は年間約192日を予定しておられるようですが、給食実施日以外に、市職員等による一般エリアの利用はほとんどないと考えてよろしいでしょうか。	土曜・日曜・祝日を除く給食実施日以外の日は、市職員が勤務することを想定しています。
15	要求水準書	11	第1	8	(6)	ア		児童数・学級数・教職員数	表中の特別支援学給の児童は、普通学級で喫食すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書	13	第2	1	(1)	-	-	④ 地産地消	「地場の農産物を円滑に受入れ、～」とありますが、現在は、車両・梱包状態など、どのように受入れていますでしょうか。	現在、車両については保冷車、梱包状態については、1食包装していない状態で、コンテナ等で納品されています。
17	要求水準書	14	第2	2				① 事前調査業務	各種事前調査業務として、測量・地盤調査・土壌調査、電波障害等が例示されていますが、市として近隣住戸の家屋調査の必要は考えておられますでしょうか。 必要と判断している場合、その対象範囲についてご教示いただけますでしょうか。 家屋調査の要否についての検討がなされていない場合、調査内容や対象範囲等については事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	市として、近隣住戸の家屋調査は想定しておりません。当該調査の要否は、事業者の判断に委ねます。
18	要求水準書	14	第2	2				⑤ 敷地	旧府中小学校の排水計画をご教示願います。	現在の排水図はありませんが、昭和39年度の図面は開示可能ですので、必要な場合は、伊賀市教育委員会事務局(入札説明書P25ページの問合せ先)へお問い合わせください。ただし、現在の排水状況と異なる場合があります。
19	要求水準書	15	第2	3				各種申請等業務	各種申請業務について、土地の区画形質に伴う開発申請・許可の要否は事業者の判断によるものと理解してよろしいでしょうか。 また、開発が必要であると判断した場合、開発にかかる負担金は事業者の負担でしょうか、市の負担でしょうか。	市としては、開発行為は想定しておりませんが、開発申請が必要となった場合、許可の要否は県の判断によります。また、開発にかかる負担金は事業者の負担とします。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
20	要求水準書	16	第2	4	(2)	ア	①	敷地内の配置計画	敷地南西角（市道印代府中小学校線との接道範囲には、給食調理員等の業務従事者が使用する通勤車両の出入口を計画する、とありますが、この給食調理員等の業務従事者の中には市職員も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	市職員が、敷地南西角に計画される業務従事者用の出入口を使用することは想定していません。
21	要求水準書	17	第2	4	(2)	イ (ア)	③	前室の設置	「業務従事者が一般エリアから給食エリアに入る場合必ず前室を通る構造とする」とありますが、給食エリアの「その他」へ行く場合にも前室は必要でしょうか。例えば、事業者用事務室から事業者更衣室・休憩室・食堂・洗濯乾燥室などへ行く場合です。「業務従事者が一般エリアから給食エリアの汚染・非汚染作業区域に入る場合必ず前室を通る構造とする」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
22	要求水準書	19	第2	4	(3)	イ (ア)	①	食品搬入用プラットフォーム	食材搬入車両には大型車両(2t～)が使用されることはございますでしょうか。	現状では、2トン車以上の食材搬入車両が使用されることを想定しておりません。
23	要求水準書	20	第2	4	(3)	イ (ス)		調理油について	搬入及び搬出方法は、一斗缶またはローリー車などありますが、どのような形態かご教示ください。	一斗缶での搬入及び搬出を想定しています。
24	要求水準書	20	第2	4	(3)	イ (ス)	②	調理油の搬入、搬出方法	油の搬入形態と搬出形態をご教授ください。(例えば、一斗缶で搬入、タンクローリー車で搬出など)	回答No.23をご参照ください。
25	要求水準書	23	第2	4	(3)	イ (ミ)	-	食堂	休憩室で食事を取る場合、食堂は設置しなくてもよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
26	要求水準書	25	第2	4	(3)	ウ (キ)	①	便所(市職員用、外来者用、多目的)	市職員で検体検査を行われていない方は、外来便所を共用として使用する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	26	第2	4	(4)	イ	②	外部仕上げ	「食材搬入用プラットフォームにはシャッター等を設け・・・」とありますが、シャッターとする場合の理由がございましたらご教示下さい。	要求水準書に記載のとおり、シャッターに限定しておりませんが、食材搬入用プラットフォームには、密閉性や耐久性を考慮し、シャッター等を設置してください。
28	要求水準書	27	第2	4	(6)	ア	③	石積み擁壁の撤去	敷地西側には、南側に石積み擁壁があり、北側にもコンクリート擁壁と石積み擁壁があります。敷地西側の全ての擁壁を撤去して擁壁を新設するものとして考えて宜しいですか。一部残置する擁壁が有れば、御教示願います。	敷地北西角部分のコンクリート擁壁は撤去の対象外とします。ただし、事業者の提案により、新設した方が良いと判断される場合は、撤去後に新設してください。
29	要求水準書	27	第2	4	(6)	ア	③	擁壁の新設	擁壁を設置するに当たり、擁壁高さが不明です。敷地西側の高低差が分かる測量図を御提示願います。	敷地西側の高低差がわかる図面はありません。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答	
30	要求水準書	27	第2	4	(6)	ア	③	外構計画	長期的な地盤の安定性を確保する観点から、敷地内の切株の抜根や敷地西側に設置されている石積み擁壁の撤去、新たな擁壁の設置を行なう、とありますが、新設擁壁以外の手段において長期的な地盤の安定性が確保されると事業者が判断した場合、その提案を行なうことは可能でしょうか。	事業者の提案とします。	
31	要求水準書	27	第2	4	(6)	ア	③	外構計画	敷地西側に設置されている石積み擁壁の撤去、新たな擁壁の設置を行う、とありますが、北西角部分にかけての既存擁壁も撤去するものと理解しています。しかしながら、現地説明会において敷地境界を確認したところ、対象となる擁壁の内側に境界プレートがあり、本擁壁は計画敷地外の施設と判断されます。撤去の対象外となるとの理解の方が正しいでしょうか。	ご理解のとおり、敷地北西角部分のコンクリート擁壁は撤去の対象外です。	
32	要求水準書	27	第2	4	(6)	ア		外構計画	敷地北西角に既存のコンクリート柱が残置されていますが、どのように理解すればよろしいでしょうか。 (残さなければならぬ/撤去してもよい/撤去しなければならない)	利用する必要がなければ撤去していただいて構いません。	
33	要求水準書	27	第2	4	(6)	ア		外構計画	敷地北西角に既存のコンクリート柱を利用することを検討するにあたり、同施設が設置された年月日を教えていただけますでしょうか。	2002年製のコンクリート柱を2002年度に設置しています。	
34	要求水準書	27	第2	4	(6)	ア		外構計画	本敷地と府中公民館との敷地の間に水路がありますが、その一部に小さな架橋(昭和3年6月)がされています。本施設についてはどのように理解すればよろしいでしょうか。 (残さなければならぬ/撤去してもよい/撤去しなければならない/撤去後に新しく架橋しなければならない)	架橋については、寄附行為によるものであるため、市で確認の上、設計段階での協議とします。	
35	要求水準書	28	第2	4	(6)	ウ	⑤	駐車場について	障がい者用駐車場とおもいやり駐車場の違いは何でしょうか。	「三重おもいやり駐車場利用証制度」をご確認ください。	
36	要求水準書	28	第2	4	(6)	エ	②	駐輪場	駐輪場の台数について、事業者の提案とする、とありますが、市職員の利用について検討する必要はありますでしょうか。必要な場合、市職員の使用台数の目安をご教示いただけますでしょうか。 また、バイク(原付を含む)置場についての記載は特にありませんが、駐輪場に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	現状では、市職員が駐輪場を利用することは想定しておりません。 バイク置場については、ご理解のとおりですが、利便性や安全性に配慮して計画していただきます。	
37	要求水準書	31	第2	4	(7)	イ	(ク)	②	監視カメラ設備	監視カメラの設置について、防犯上必要な箇所の例示はありますが、具体的な設置箇所は事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。 また録画記録の保存方法(データ化)ですが、こちらも事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	監視カメラの設置場所についてはご理解のとおりです。 録画記録の保存方法については、「伊賀市が設置する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱」に基づき対応をお願いします。

No.	書類名	頁	記載箇所						項目	内容	回答
38	要求水準書	31	第2	4	(7)	イ	(ク)	③	機械警備設備	「施設見学者への調理工等の紹介用」とありますが、「調理工」とは何でしょうか。	「調理工程」の誤りとなります。要求水準書を修正します。
39	要求水準書	36	第2	6	(4)	ア		⑥	工事関係車両	工事関係車両の進入についての記載がありますが、近隣住民と市との協議段階において、工事関係車両の進入が禁止されているルートや時間帯は具体的にありますか。	現段階では、工事関係車両の進入が禁止されているルートや時間帯はありませんが、着工前段階においては、近隣住民との協議が必要であると考えています。
40	要求水準書	36	第2	6	(4)	ア		⑫	建設工事時間	建設工事の時間帯について、午前8時30分から午後6時までとありますが、工事関係車両の進入・退出もこの時間内に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	36	第2	6	(4)	イ		①	各種書類の提出	「工事提出書類・施工及び完成検査時の注意点」とありますが、こちらは平成28年6月に伊賀市役所総務部契約監理課が発行した同名称の文書との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (35頁の6(1)⑤をご参照ください。)
42	要求水準書	37	第2	6	(6)				保険	建設期間中、事業者または建設企業・調理設備企業は、建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する、とありますが、その他の保険（貨物保険・労働災害総合保険等）への加入は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。また、要求水準書に記載された保険以上の保険を付保した場合、評価加点の要素となりますでしょうか。	建設工事保険及び第三者賠償責任保険以外の保険については、本事業の建設業務に関して、事業者が必要と考える保険を付保してください。保険に関する評価は、「落札者決定基準」記載のとおりです。
43	要求水準書	38	第2	7	(1)			③	調理設備等調達・設置業務-基本事項	手作り献立の「ルー」はホワイトルー、ブラウンルーのどちらも調理するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書	40	第2	7	(2)	エ	(ウ)	①	スチームコンベクションオープン(焼物機・蒸物機)	「未加熱食材と加熱後食品が交差しない構造」とは、両面式を示されておりますでしょうか。または、加熱後食品を機器から取り出す際に未加熱食品と交差しなければ、片面式でもよろしいでしょうか。	両面式を想定していますが、片面式の場合は、構造上、動線とともに加熱後食材を機器から取り出す際に未加熱食材と交差しないことを前提とします。
45	要求水準書	42	第2	8	(3)			③	食缶類・カゴ類	パンは各配送校へ直接配送とありますが、表にパン箱が含まれております。パン箱をセンターで管理する場合、空のパン箱を配送・回収するということでしょうか。使用用途をご教授下さい。	パン箱は、給食センターで洗浄・乾燥・消毒を行い、パンを配送校の配膳室から各教室に運ぶために使用します。
46	要求水準書	42	第2	8	(3)			③	食缶類・カゴ類	前項の質疑で、空のパン箱を配送・回収する場合に、重ねてコンテナに収容することは可能でしょうか。もしくは、別のものをパン箱に入れて配送・回収することは可能でしょうか。	空のパン箱をコンテナに収納して配送・回収する際に、重ねることは可能と考えています。別のものをパン箱に入れて配送・回収することは想定していません。
47	要求水準書	42	第2	8	(3)			③	パンについて	配送校へ直接搬入されるのですが、パンの加工調理についてもセンターで対応しないと理解して宜しいでしょうか。	揚げパン等の加工調理については、センターでの対応を想定しています。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
48	要求水準書	44	第2	12				その他関連業務	「市が別途実施することを計画しているが、事業者は提案内容との整合を図るため当該工事に係る設計等に協力すること」とあります。各配送校の改修工事で、金銭的な負担も含めてどの程度の「協力」を期待しているのでしょうか。	事業者には、各配送校において必要となる工事に係る設計内容と提案内容との整合確認をお願いしたいと考えています。
49	要求水準書	48	第3	2	(4)		①	開所式	市が行なう開所式の支援・協力を行なう、とありますが、祭典に係る費用の負担があるとの理解でよろしいでしょうか。	開所式の開催に係る費用は市が負担します。事業者には、開催前の準備や開催当日の進行等に関して支援・協力していただくことを想定しています。
50	要求水準書	50	第4	1	(4)			実務実施体制	ボイラーは小型ボイラーを計画しております。小型ボイラーは取扱いの資格が不要な機器です。責任者の配置基準に2級ボイラー技士以上の資格とありますが、配置が必要でしょうか。ご教示下さい。	小型ボイラーで計画する場合、2級ボイラー技士以上の資格を有する者の配置は不要です。
51	要求水準書	50	第4	1	(4)	ア	③	ボイラー管理責任者	ボイラー管理責任者につきましても、非常勤の配置も可との認識でよろしいでしょうか。	2級ボイラー技士以上の資格を有する者の配置が必要となるボイラーを設置しない計画の場合、ボイラー管理責任者の配置は事業者の提案とします。
52	要求水準書	50	第4	1	(4)	ア	③	ボイラー管理責任者	2級ボイラー技士以上の資格者を選任する必要のない簡易・小型・小規模ボイラーを設置する場合は、ボイラー管理責任者を配置する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	No.51の回答をご参照ください。
53	要求水準書	52	第4	1	(10)		③	長期修繕計画	～当初計画書と実際の修繕・更新等に差異が発生する場合は、事前に市と協議を行ない、承認を受けたうえで適切に修繕・更新を実施する、とありますが、損耗が小さく、修繕・更新の必要がない（または繰り延べできる）と判断された箇所の修繕・更新等を実施しなかった場合、サービス対価の減額が行なわれるのでしょうか。また逆に当初計画よりも修繕・更新頻度が上がった箇所については、サービス対価の増額を要求することはできるのでしょうか（事業者の故意過失によるものは除く）。	維持管理期間中に発生する修繕・更新等は、すべて事業者の業務範囲（市の帰責事由及び不可抗力を除く）としており、ご質問のケースにおいて、サービス対価の増減は想定しておりません。
54	要求水準書	53	第4	1	(12)		①	大規模修繕	～大規模修繕については、事業期間終了後に市が実施することを想定している、とありますが、事業期間終了後（平成47年4月）速やかに実施予定との理解でよろしいでしょうか。または具体的な実施予定日が決まっておりますでしょうか。	事業者は、少なくとも事業期間終了日から1年間以内に建築物、建築設備、調理設備等の大規模修繕が発生しない状態で市に本施設を引き継ぐことを要求水準としており、事業期間終了後速やかに大規模修繕を実施することは想定しておりません。また、具体的な実施予定日も決まっておりません。
55	要求水準書	53	第4	1	(12)		③	大規模修繕	市は、事業期間終了後の大規模修繕実施時期の繰り延べや大規模修繕費の縮減につながる提案を期待している、とありますが、繰り延べ年数や縮減金額について具体的に想定している数値はありますか。	大規模修繕実施時期の繰り延べ年数や大規模修繕費の縮減金額について、具体的に想定している数値はありません。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
56	要求水準書	53	第4	1	(12)		①	修繕範囲	不可抗力による修繕、更新は除くとありますが、帰責者不明の破損による修繕も修繕対象外との認識でよろしいでしょうか。	通常の予見可能な範囲外のものであって、事業者が善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できないものであったことを立証できた場合には、事業契約上の不可抗力の規定にしたがうこととします。
57	要求水準書	53	第4	1	(13)		③	事業期間終了時の対応	終了時検査で不適合と認められた場合、とありますが、不適合と評価される基準は具体的にありますでしょうか。	現時点において、終了時検査に関する具体的な評価基準はありません。
58	要求水準書	57	第4	5	(3)		①	修繕・更新	この段落は「食器・食缶」について書かれている部分です。「基づいて調理設備等の修繕・更新」は「基づいて食器・食缶等の修繕・更新」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
59	要求水準書	58	第4	8				清掃業務	清掃業務の前文に「本業務の対象は、本施設の内部・周囲及び外構等と、下記の基本事項を」とあります。「外構等と」のあとに何らかの名詞が入らないと文章が成り立ちません。あるいは「外構等と」でしょうか。	ご理解のとおり、「外構等と」となります。要求水準書を修正します。
60	要求水準書	64	第5	1	(5)	ア	①	責任者の配置基準	運営業務総括責任者は調理責任者との兼務が不可とありますが、調理副責任者、または調理員との兼務は可能と考えてよろしいでしょうか。	運営業務総括責任者と調理副責任者、調理員との兼務は不可とします。
61	要求水準書	67	第5	1	(13)		②	光熱水費の毎日記録	光熱水費の使用料を毎日記録するとありますが、一日ごとに献立内容が違えば電気・ガス・水道の使用量が異なるので、比較しにくいと考えます。献立のサイクルが似通う1カ月毎ですと使用量削減のための比較がしやすいと考えますが、市はどのようにお考えかご教授いただけますか。	電気・ガス・水道等の使用量の記録頻度は、1カ月単位とし、要求水準書を修正します。
62	要求水準書	69	第5	3	(2)	カ	②	下処理業務	「必要に応じて消毒を行う」と記載されていますが、生食する食材についての洗浄は殺菌水生成装置の使用を想定されておりますでしょうか。	「必要に応じて消毒を行う」は、食材についてはなく、器具（シンク）について記載しています。殺菌水生成装置に関しては、要求水準を修正します。
63	要求水準書	70	第5	3	(2)	サ	①	アレルギー対応食の提供	アレルギー対応食調理は、示されている食材を個別で除去する調理でしょうか。対象食材全てを除去する統一調理でしょうか。また個別除去の場合、1日に最多で何種類の対象食材があるかご教示下さい。	アレルギー対応調理は、対象食材すべてを除去する統一調理となります。
64	要求水準書	73	第5	5	(2)			残渣等処理業務	学校から食べ残しの処理方法についてルールの提示がありましたら、ご教示下さい。	残渣等処理業務の内容は、要求水準書記載のとおりとします。「学校から食べ残しの処理方法」に関して、再資源化等のルールは特に設けておりません。
65	要求水準書	73	第5	6	(1)		①	給食配送・回収業務基本事項	調理後2時間以内の喫食を可能とするために、献立の相談をさせていただくことは可能でしょうか。	市が提示した献立について、調理後2時間以内の喫食を前提とした配送を基本とします。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
66	要求水準書	73	第5	6	(1)		⑧	パン箱	パンを調理しない日でも、パンの日はパン箱をセンターから学校まで、カラで運ぶことになっています。学校の配膳室で洗浄乾燥保管ができる設備はないのでしょうか。カラとはいえ配送するとなるとコストがかかることとなります。	要求水準書記載のとおりとします。
67	要求水準書	73 75	第5	6 7	(1) (1)		⑤ ④		給食配送車の荷台の使用について、6(1)基本事項⑤に給食配送中は、 <u>配送車両内の衛生管理及び温度管理を徹底する。</u> 又7(1)配送車両の調達で④荷台内部は、コンテナの衛生面及び安全面を確保し、 <u>適切な温度で確実に配送できる仕様とする。</u> となっています。荷台には断熱材を使用し、庫内の温度管理のため温度計を設置するとの理解でよろしいでしょうか。	配送車両の荷台に関する仕様は、事業者の提案とします。
68	参考資料5							新小学校給食センター予定献立表	献立一覧表では麦ごはんが主流となっておりますが、白米のみの提供もごさいませうでしょうか。また麦ごはんの場合の麦と白米の比率をご教示下さい。	白米のみの提供も想定しています。麦ご飯の場合は、白米に5%の麦を混ぜています。
69	参考資料5							新小学校給食センター予定献立表	予定献立表4月16日(木)の「ミートグラタン」の調理工程ですが、小判型カップにソースを流し、スチームコンベクション等の適切な機器で焼き上げる、というイメージでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	参考資料5							新小学校給食センター予定献立表	予定献立表4月23日(木)の「きのこのスープスパゲティ」のスパゲティは乾麺との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	参考資料5							新小学校給食センター予定献立表	予定献立表4月23日(木)の「きのこのスープスパゲティ」の配缶について、麺とスープを別配缶とするか、同一缶とするか、ご教示ください。	「きのこのスープスパゲティ」の献立の場合、麺とスープは同一缶とします。なお、参考までに、うどんの場合は、別配缶となります。
72	要求水準書 参考資料5							献立表	りんごの皮むきですが、りんご皮むき機の使用を想定されておりますでしょうか。	りんご皮むき機の使用を想定しています。
73	要求水準書 参考資料5							献立表	きのこのスープスパゲティですが、乾麺の場合、回転釜にてボイルする必要があるため、釜台数が増大となり床面積が増える可能性があります。生麺の使用は想定されておりますでしょうか。	スパゲティの生麺の使用は想定していません。なお、うどんについては、冷凍麺の使用を予定しています。
74	参考資料5							予定献立表について	フライヤー(揚物機)とスチームコンベクションオーブン(焼物機・蒸物機)が同時に稼働する献立は無いように見受けられますが、同時稼働は無いものとして宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	要求水準書							参考資料5	14日の「鯖の生姜煮」はステコン料理でしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
76	要求水準書							参考資料5	15日の「豆腐の肉みそかけ」の豆腐は低学年は90グラムで0.2個、高学年は110グラムで0.25個とありますが、この個数というのは何ですか。豆腐は一人当たりのサイズ（90グラムか110グラム）にカットされているのでしょうか。	1丁の豆腐を「0.2個は1/5丁」、「0.25個は1/4丁」にカットします。
77	要求水準書							参考資料5	17日の「みそ汁」で油揚げは給食センターでカットしますか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書							参考資料5	20日の献立のちらし寿司に添加物としてきざみのりがあります。今春に発生したきざみのりが原因のノロウイルス食中毒に関連して、きざみのりを加熱調理をすることをお考えでしょうか。	現状では、きざみのりを加熱調理することは考えていません。
79	要求水準書							参考資料5	20日の「ちらし寿司」のかんぴょうは給食センターでカットしますか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書							参考資料5	20日の「若竹汁」のわかめは給食センターでカットしますか。	カット済みのわかめを購入することを想定しており、給食センターでわかめのカットは行いません。
81	要求水準書							参考資料5	20日の「三色団子」は給食センターで蒸す料理でしょうか。	ご理解のとおりです。
82	要求水準書							参考資料5	21日の「ハンバーグ」は様式集「様式11-5別紙（4月21日分）」を見る限り、ソテーオニオンの工程はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書							参考資料5	27日の「炊き込みごはん」は、具を似た後に混ぜるのではなく、炊き込むという方法でよろしいのでしょうか。また「炊き込みごはん」「混ぜ込みごはん」にはどんな種類の献立（例えば「カレーピラフ」といった）があるのでしょうか。	「炊き込みごはん」につきましてはご理解のとおりです。「炊き込みご飯」としては、五目ごはん、「混ぜ込みご飯」としては、ピラフや、チャーハン、小豆ごはんなどの献立を予定しています。
84	要求水準書（案）							参考資料5	「ミートソースパスタ」はパスタとソースは別配缶でしょうか。同じくラーメンも麺と汁は別配缶でしょうか。	実施方針の公表時には、要求水準書（案）参考資料5として自校式の献立を添付しておりましたが、入札公告にあたり、当該資料は「新小学校給食センター予定献立表」に差し替えており、入札説明書等に関する質問の対象外とさせていただきます。
85	要求水準書（案）							参考資料5	「ペンネソテー」のペンネは一人あたり何グラムでしょうか。	No.84の回答をご参照ください。
86	要求水準書（案）							参考資料5	「ジャーマンポテト」は一人あたり何グラムでしょうか。	No.84の回答をご参照ください。
87	要求水準書（案）							参考資料5	「赤魚の野菜あんかけ」のソースは一人あたり何グラムでしょうか。	No.84の回答をご参照ください。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
88	要求水準書（案）							参考資料5	「揚げ出し豆腐」の汁は一人あたり何グラムでしょうか。	No.84の回答をご参照ください。
89	要求水準書（案）							参考資料5	「こふき芋」は、釜でポイル後、ふかすという工程でよろしいでしょうか。	No.84の回答をご参照ください。
90	要求水準書（案）							参考資料5	「キスとカボチャの天ぷら」は、キスとカボチャは別配缶でしょうか。	No.84の回答をご参照ください。
91	要求水準書（案）							参考資料5	「ビビンバ」は「ナムル」と「焼肉」があると考えてよろしいでしょうか。	No.84の回答をご参照ください。
92	要求水準書（案）							参考資料5	「栗ごはん」の栗は剥き栗でしょうか。	No.84の回答をご参照ください。
93	要求水準書（案）							参考資料5	「ワンタン」は手づくりでしょうか。	No.84の回答をご参照ください。
94	要求水準書（案）							参考資料5	「鶏つくね」は手づくりでしょうか。	No.84の回答をご参照ください。
95	要求水準書（案）							参考資料5	「ポテトのピザ焼き」はホテルパンに並べてカットする工程ですか。また、食パンを使用した調理でしょうか。	No.84の回答をご参照ください。
96	要求水準書（案）							参考資料5	「イチゴ」を出す際、へたは取りますか。	No.84の回答をご参照ください。
97	要求水準書（案）							参考資料5	乾物の戻しは仕分室で行いますか。	No.84の回答をご参照ください。
98	様式集	29		様式 4-13				【添付書類】 ④納税証明書等	<p><留意事項>※8に『「未納税額のない納税証明書その3の3」は全ての構成員が提出すること』と記載がありますが、この全ての構成員とは、<その他の事業者>のみではなく、<伊賀市内に本店を有する事業者><伊賀市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者>、<三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者>も提出するとの理解でよろしいでしょうか。なお、すべての構成員が「その3の3」を提出する場合も、「消費税及び地方消費税（未納税額のない納税証明書その3）」の提出は必要でしょうか。ご指示下さい。</p>	「伊賀市内に本店を有する事業者」「伊賀市内に支店、営業所、出張所等有する事業者」「三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者」については、「その3の3」を提出する必要はありません。様式集を修正します。
99	様式集	74		様式 11-5				<留意事項>	留意事項の4行目に「下記2日分の献立の作業動線図を作成すること」とありますが、この2日分に関しては、「調理作業工程表」は不要との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
100	様式集	75	様式11-5別紙					4月13日分	さつまいもの規格、サイズはどれくらいでしょうか。	規格のそろったもの、L~LL程度です。
101	様式集	91	様式12-8					必須記載事項	「…、選定理由・根拠」についてですが、主要機器の能力が食数を満たすかどうかの根拠がよろしかったでしょうか。	調理設備等の選定理由・根拠の記載内容は、「主要機器の能力が食数を満たすかどうかの根拠」を含み、事業者の提案とします。
102	事業契約書	6	第19条	1				設計の完了	基本設計及び実施設計のそれぞれが完了した場合、成果図書に対する貴市の確認完了に係る書面等が頂けるとの認識で宜しいでしょうか。また、頂ける場合、どのくらいの期間が必要となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。市は、事業者から成果図書等を受領した後、14日以内に書面により確認完了の通知を行うことを想定しています。事業者は、設計期限内に業務を完了できるように、上記期間を考慮した上で、成果図書等を提出してください。
103	事業契約書	10	第31条	1				工期の変更による費用負担	合理的な増加費用については、ブレイクファンディングコストを含めた金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的と客観的に判断される増加費用は含むものとします。
104	事業契約書	26	第76条	4	(1)	イ		本市による本契約の終了	金融機関が建設期間中にファイナンスを行う場合、事業契約が解除された場合において出来形部分の買取に係る売買代金債権のみが唯一の返済原資となりますので、事業契約の解除が事業者の帰責性に基づくものか否かに関わらず、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分につき、貴市に買い取りを行っていただく必要がございます。そのため、同項の「出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は、乙に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使するものとする」については、第77条第3項第1号と同様、「出来形部分がある場合において、本施設の出来形部分を検査のうえ、相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で買い取るものとする」にご修正いただけないでしょうか。	ご指摘の77条の場合と異なり、市に帰責性がない場合の規定であるため、原案のとおりとします。
105	事業契約書	26	第77条	4	(1)	イ		事業者による本契約の終了	出来形部分については、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、会社経費、資金調達費用等）も合理的な範囲に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	出来形の買取価格は客観的な出来形の価値で判断されますので、例示いただいたような費用は考慮されません。なお、ご質問は77条ではなく76条4項(1)イに関するものと理解しております。
106	事業契約書	27	第77条	3	(1)	イ		事業者による本契約の終了	合理的な増加費用については、ブレイクファンディングコストを含めた金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的と客観的に判断される増加費用は含むものとします。
107	事業契約書	27	第77条	3	(2)	イ		事業者による本契約の終了	合理的な増加費用については、ブレイクファンディングコストを含めた金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的と客観的に判断される増加費用は含むものとします。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
108	事業契約書	29	第79条	2	(2)	ア		法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	合理的な増加費用については、ブレイクファンディングコストを含めた金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的と客観的に判断される増加費用は含むものとしません。
109	事業契約書(案)	38	別紙3	2	(3)			区分「レベルA」	ペナルティポイントを付与される基準のひとつに人身事故が発生した場合とありますが、どのような事故を想定しておりますでしょうか。	維持管理及び運営業務の遂行に伴い、第三者の身体に障害を与えた事故を想定しています。
110	事業契約書	42	別紙5	1	(1)		①	サービス対価A	設計・建設期間にサービス対価Aの金額が変更となった場合との記載がありますが、最終的なサービス対価の金額決定はいつ頃になられる想定でしょうか。サービス対価Bの割賦金額が増加する場合、金融機関との協議が必要となりますが、係る協議については、相当の日数が必要となります。	サービス対価Aの金額は、平成30年度中に決定することを想定しております。